

二 連 絡

平成24年7月12日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

理事長 丹野 美絵子 様

有限会社C o o & R I K U
代表取締役 大久保 延子



前略 お世話になっております。

貴協会の平成24年6月15日付申入書（以下、貴協会職書面といいます）に対し、以下のとおり回答いたします。

第1 使用停止を求められた条項について

1 契約書第4条は、消費者契約法10条に違反しないと考えています。その理由は、以下のとおりです。

貴協会書面は「不特定物売買（動物の種類、年齢、大きさ等の条件を満たせば、どれでも目的物になりうる売買契約の場合がありうる」ことを前提とされています。しかし、弊社における実情としては、ペットとして購入する方との売買契約しか締結しておらず、その際には例外なく個性に着目されています。契約書第4条は、これを確認する趣旨にすぎず、不特定物売買における特定の時期に関する解釈を示したものではありません。

この点については、東京地判平成16年7月8日LLI／DB判例秘書登載（以下、参考裁判例といいます）の「本件売買契約は、種類、生体番号によって特定された本件犬という特定物を売買の目的とするものであることが明らかである」「仮に、本件犬の特発性てんかんが遺伝的要因によって発症したものであったとしても、売買契約に基づく目的物の引渡義務の不履行があったと

解することはできない」という判示を参考にしています。

2 契約書第6条は、消費者契約法8条1項5号・10条に違反しないと考えています。その理由は、以下のとおりです。

貴協会書面では「契約書第6条の規定により、瑕疵担保責任の全部が免除されることになる」とされています。しかし、契約書第6条が「瑕疵担保の責を負わない」とするのは「引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合」に限られており、契約上生じ得る目的物の瑕疵による損害賠償責任をすべて免除する条項ではありませんから、消費者契約法8条1項5号には違反しません。この点については、参考裁判例の「瑕疵担保責任をすべて免除するものではなく、本件契約書・・・の要件の下において損害賠償責任を負担し、・・・の要件の下において同程度の愛玩用動物を提供することを定めているのであって、本件免責特約が、消費者契約法8条1項5号に反し、無効となると解する余地はない」という判示を参考にしています。

また、契約書の各条項を総合すれば、瑕疵担保責任を負担する場面や上限金額を制限しているにすぎず、動物には何らかの先天的な欠陥がある可能性を否定できないという目的物の性質に照らして合理的な内容になっています。したがって、任意規定を適用した場合に比して消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものではなく、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものでもないため、消費者契約法10条にも違反しません。この点については、参考裁判例の「売買の目的物が動物である以上、それが何らかの先天的ないし遺伝的な欠陥を有している危険性ないし可能性は常に否定できないのであって、そのような欠陥があった場合についての売主の責任を・・・限定することは、売買の目的物の性質に照らし合理的なものということができる。これらが著しく不合理であって、民法1条2項の基本原則に違反するものとして消費者契約法10条に該当し、若しくは民法90条により無効であり、又は被告が本件免責特約に基づく免責を主張することは信義則に反するなどとは到底

解し難い」という判示を参考にしています。

3 契約書第7条は、消費者契約法10条に違反しないと考えています。その理由は、以下のとおりです。

不特定物売買を想定していないことは上記1のとおりであり、また、一定の範囲内において瑕疵担保責任を負うことは上記2のとおりです。契約書第7条は、このことを前提としており、合理的に解釈していただければ格別の問題は生じないものと思われます。ただし、誤解を招く恐れはありますので、例えば「如何なる理由があろうと」を削除するなど、より分かりやすい表現とすることを検討しています。

4 契約書第8条は、消費者契約法8条1項2号・4号・10条に違反しないと考えています。その理由は、上記3と同様です。なお、この条項についても、例えば「当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合」と加えるなど、より分かりやすい表現とすることを検討しています。

5 契約書第10条は、消費者契約法10条に違反しないと考えています。その理由は、以下のとおりです。

貴協会書面では「契約書第10条は、買主に故意過失がない場合、買主の行為に違法性がない場合、実際に売主の社会的評価が低下していない場合にまで買主に損害賠償責任を負わせ、損害の範囲も相当因果関係の範囲内に限定することなく全損害とし、損害について売主についての立証も要しないことになる」とされています。しかし、契約書第10条に上記内容が明記されているわけではなく、当社には、このような厳しい要求をする意図はありません。この点も、合理的に解釈していただければ格別の問題は生じないとと思いますが、誤解を招く恐れはありますので、例えば「民法等の関係法令に基づき」と加えたうえで、「賠償額の算出方法は甲独自の方法によるものとする。」を削除するなど、より分かりやすい表現とすることを検討しています。

6 特記事項／先天性疾患による保障制度は、消費者契約法10条に違反しない

と考えています。その理由は、上記1のとおりです。

第2 改善・是正を求められた条項について

- 1 契約書第12条の適用場面は、限定されないと考えています。その理由は、上記第1の1のとおりです。
- 2 生命保障制度は、保険業法に抵触しないと考えています。その理由は、以下のとおりです。

貴協会書面では「生命保障は、ペット死亡の場合に、代金の返金、または、代替ペットの提供及び5万円の支払いを保障するものであり、損害保険にあたるものである」とされています。

しかし、保険契約とは「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約」（保険法2条1号）です。当社の生命保障制度は、保障代金をリスク測定に応じて算定していませんので、「一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払う」という要件を欠くことになり、保険契約に該当しません。また、当社は、独自の生命保障制度に加入していただくことを前提として生体価格を低価格に設定していますので、ペットの販売に付随するサービス提供システムであるという意味でも保険とはいえません。

この点については、洲崎博史教授の「リスク測定やそれに応じた保険料の算定をせずに団体構成員から一律に定額の掛金を徴収し、不幸があれば見舞金を支払うような小規模の共済は、保険法の適用対象にならない」という見解（『保険法解説』有斐閣137頁）や山下友信教授の「物の製造販売に付随するサービス提供システムであるとして・・保険とはいえないとすることも考えられ、現実に各種の有料品質保証システムは保険としては扱われてはいない」という見解（『保険法』有斐閣13頁）などを参考にしています。

貴協会書面に対する回答は、以上のとおりです。

当社の検討の至らない点、ご不明な点などございましたら、ご指摘いただければ幸いです。本件につきましては弁護士に相談しておりますので、上記回答について更にご指摘をいただく際には、回答期限に3週間程度の余裕を設けていただければ幸いです。

職務のこと故、失礼がありましたら、お許し下さい。

草々